

用地測量は、道路として取得させていただく土地の面積を確定することを目的としています。このため、道路を整備する上で必要となる土地について、周辺の土地との境界を確認し、境界点の測量を行います。

用地測量の流れ

1. 境界を確認するための資料収集・現地調査

2. 境界を確認するための現地立会い

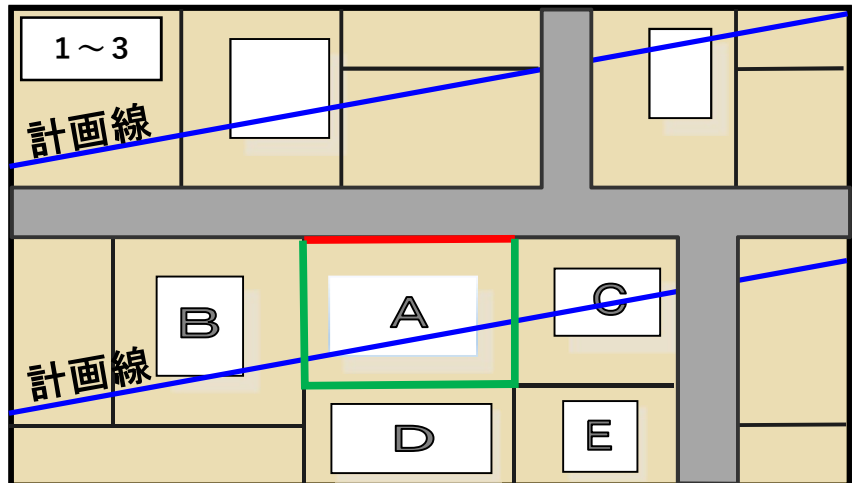
3. 境界点の測量

4. 計画線の位置を示す杭等の設置

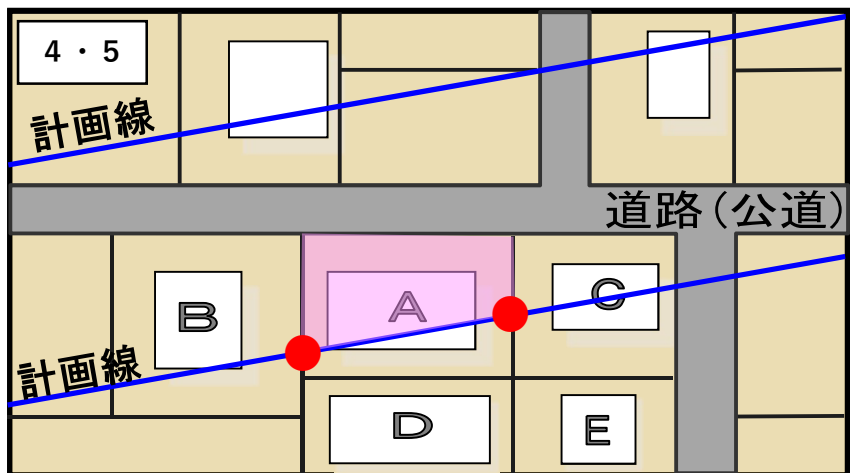
5. 個々の土地における道路予定地面積の確定

Aさんの土地の場合

隣接するBさん・Cさん・Dさん・Eさんの立会いが必要です。



- ・図の赤色の線が、現在ある道路などの公共用地と私有地との境界を確認する箇所です。
- ・図の緑色の線が、私有地と私有地との境界を確認する箇所です。



- ・図の赤い丸印（●）に計画線の位置を現す杭等を設置します。
- ・図の着色箇所が確定した個々の道路予定地面積です。

- ・測量作業にあたっては、計画線内及びその周辺の皆様の敷地内へ立ち入らせていただく必要があります。
- ・皆様の敷地内に立ち入る際には、必ずお声かけ等をいたしますので、御協力をお願いいたします。
- ・測量作業は、東京都が委託した測量会社が行います。
- ・測量作業にあたっては、身分証明証を常に携帯し、腕章をつけて行います。

